

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

II 雇用政策

2 職業安定行政と職業訓練行政

2 高齢者対策と障害者対策

定年延長の動向

「雇用管理調査」によると、八三年には前年にひきつづいて定年制の延長がある程度まで進展した。雇用管理調査は一九六八年から実施されているが、常用労働者規模三〇人以上の民営企業を対象とする層化抽出法による調査である。回答企業のなかで「定年制あり」とした企業は、八三年には前年より一・八ポイント増加して八七・四%となった。男女一律の定年制を定めている企業の割合は前年より三・九ポイント増加して六九・三%となった。男女一律定年制を定める企業のうち、六〇歳以上の定年を定める企業の割合は前年より三・六ポイント増加して四九・四%となった。六〇歳以上の定年制を定める企業の割合は大企業と中堅企業、とくに中堅企業(規模三〇〇~九九九人)において、中小企業の場合に比して低い。しかし、第二次石油危機以降は、定年制の延長は漸次大企業と中堅企業とで進行し、中小企業で停滞している。八三年にもこの傾向がつついた。

高齢者雇用率の推移

高齢者の雇用状況については、七六年以降の高齢者雇用率制度のもとで、常用労働者数一〇〇人以上規模の企業について毎年六月一日現在における状況の調査がおこなわれている。八三年についてみると、層化抽出法による調査に回答した企業数は三万七四社で、雇用されている五五歳以上高齢常用労働者数は合計九六万七八〇人で、常用労働者数合計一三四七万七三六五人中の七・一%——これを目標雇用率(法定により最低六・〇%となっている)と区別して実雇用率という——であった。実雇用率は前年の六・九%を〇・二ポイントほど上回った。八三年六月一日現在、法定高齢者雇用率の未達成企業の割合は四八・五%で前年より〇・三ポイント減少した。未達成企業の割合は大企業と中堅企業とで大きく、過半数を相当に上回るのであるが、八三年には、前年にひきつづき未達成企業の割合が大企業と中堅企業とでかなり顕著に減少し、中小企業ではその割合の減少が停滞した。

定年延長アドバイザー制度

労働省は前年に定年制延長を促進するため行政指導を一段と強化したが、八三年七月には、「定年延長アドバイザー制度」を発足させた。この制度は、定年延長を検討している企業にたいして、アドバイスをおこなう専門家を任命して定年延長の促進をはかろうとするもので、この制度の発足時には、人事・労務の実務家やコンサルタントなど一七人がアドバイザーに任命された。都道府県毎の配置数は、東京都一四人、大阪府七人、愛知県五人、神奈川県四人、その他一~三人のごととなっている。

身体障害者の雇用状況の中心的な指標は、身体障害者雇用率であるが、この雇用率は身体障害者雇用促進法によって一人以上の身体障害者を雇用すべきとされている事業主(原則として常用労働者数六七人以上)から各年六月一日現在の身体障害者の雇用状況の報告を求めて把握されている。この制度における法定の最低目標雇用率は、現在、民間部門については、一・五〇%と定められている。

八三年六月一日現在の民間企業での実雇用率は、全体平均で一・二三%であり、法定目標雇用率を〇・二七ポイント下回っている。前年にくらべ〇・〇一ポイントほど上昇してはいるが、法定雇用率にむけての歩みは八三年には停滞したといわねばならない。雇用率未達成企業の割合は前年よりも〇・三ポイントほど増加して四六・五%となった。未達成企業の割合は大企業ほど多いが、八三年には一〇〇〇人以上規模の企業で一・八ポイント減少して七六・八%となったのにたいし、他の規模の企業では、軒なみに未達成企業の割合が増大した。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
